

近畿地方整備局長指定確認検査機関 一覧表

指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
1	株式会社確認検査機構アネックス	滋賀県大津市末広町7番1号 大津パークビル1階	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「省令」という。）第15条各号に掲げる区分	滋賀県、京都府、大阪府及び奈良県の全域	滋賀県大津市末広町7番1号 大津パークビル1階	平成14年2月2日	令和2年9月1日から5年間
4	株式会社ジェイネット	兵庫県尼崎市潮江一丁目2番6号	省令第15条各号に掲げる区分	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域	イ 本社 兵庫県尼崎市潮江一丁目2番6号 ロ 堺支所 大阪府堺市堺区新町5番10号 堺東メディカルビル3階 ハ 神戸支所 兵庫県神戸市中央区江戸町95番地 井門神戸ビル	平成14年11月28日	令和4年11月28日から5年間
5	株式会社近確機構	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番10号	省令第15条各号に掲げる区分	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番10号	平成14年12月18日	令和2年9月1日から5年間
6	株式会社阪確サポート	兵庫県尼崎市七松町二丁目1番5号	省令第15条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号から第十四号までに掲げる区分	滋賀県、京都府、大阪府及び兵庫県の全域	兵庫県尼崎市七松町二丁目1番5号	平成15年4月24日	令和5年4月24日から5年間
10	株式会社日本確認検査センター	大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番21号	省令第15条各号に掲げる区分	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域	大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番21号	平成16年4月1日	令和2年9月1日から5年間
12	建築検査機構株式会社	大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番22号	省令第15条各号に掲げる区分	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県及び福井県の全域	大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番22号	平成16年4月30日	令和3年2月9日から5年間
13	株式会社技研	大阪府大阪市北区天満四丁目12番9号	省令第15条各号に掲げる区分	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域	大阪府大阪市北区天満四丁目12番9号	平成16年8月2日	令和6年8月2日から5年間
14	株式会社I-PEC	京都府京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町436番地の2	省令第15条各号に掲げる区分	滋賀県、京都府及び大阪府の全域	京都府京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町436番地の2	平成16年8月10日	令和2年10月23日から5年間
15	株式会社確認検査機構ブラン21	奈良県橿原市八木町一丁目7番39号 林田ビル2階	省令第15条第一号、第二号、第三号、第四号、第九号から第十四号までに掲げる区分	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域	イ 本店 奈良県橿原市八木町一丁目7番39号 林田ビル2階 ロ 奈良支店 奈良県奈良市大宮町五丁目3番14号 不動ビル503号	平成16年9月7日	令和6年9月7日から5年間
17	関西住宅品質保証株式会社	大阪府大阪市中央区千日前一丁目4番8号	省令第15条各号に掲げる区分	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域	大阪府大阪市中央区千日前一丁目4番8号	平成16年12月8日	令和2年12月1日から5年間
18	株式会社オーネックス	大阪府茨木市駅前四丁目1番23号 光徳ビル	省令第15条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号から第十四号までに掲げる区分	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域	大阪府寝屋川市本町16番1号 かわちビル	平成16年12月8日	令和元年12月8日から5年間
19	アール・イー・ジャパン株式会社	大阪府守口市本町二丁目5番18号	省令第15条各号に掲げる区分	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域	イ 大阪支店 大阪府守口市本町二丁目5番18号 ロ 京都支店 京都府京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町400番地	平成17年6月16日	令和2年9月8日から5年間
20	株式会社総合確認検査機構	大阪府大阪市中央区難波二丁目3番11号	省令第15条各号に掲げる区分	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域	イ 大阪本部 大阪府大阪市中央区難波二丁目3番11号 ロ 和歌山支所 和歌山県和歌山市広瀬通二丁目20番	平成17年8月2日	令和2年8月2日から5年間
21	一般財団法人なら建築住宅センター	奈良県奈良市大森町57番地3	省令第15条各号に掲げる区分	京都府京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町及び宇治田原町、相楽郡笠置町、和束町、精華町及び兩山城村、大阪府、奈良県、和歌山県和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町、九度山町及び高野町の全域	イ 本店 奈良県奈良市大森町57番地3 ロ 中和支店 奈良県大和高田市大字大中16番地4	令和2年2月27日	令和2年2月27日から5年間